

榛東村犬及び猫の避妊又は去勢手術費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 1 2 日訓令甲第 1 2 号（住）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、犬及び猫の繁殖のうち飼育者の望まないものを抑制することにより、野犬及び野猫の発生を防止するため、犬及び猫の避妊又は去勢手術に要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により榛東村の住民基本台帳に登録されており、かつ、その者の属する世帯員全員に村税等（榛東村税条例（昭和 3 7 年榛東村条例第 1 号）第 3 条に規定する村税及び榛東村国民健康保険条例（昭和 3 4 年榛東村条例第 3 号）第 1 2 条に規定する国民健康保険税をいう。）の滞納がない者であって、次に掲げる要件を満たす犬又は猫を飼育しているものとする。

- （1）該当の犬又は猫を村内において飼育管理していること。
- （2）販売を目的としていないこと。
- （3）獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）第 3 条に規定する免許を有する者が開業する動物病院において、犬及び猫に避妊又は去勢手術を受けさせていること。
- （4）犬の場合にあつては、狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）に基づく登録及び狂犬病予防注射の接種を済ませていること。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、次に掲げる額又は当該手術に要した費用の少ない方の額とし、1 世帯につき同一年度内において犬及び猫合わせて 1 頭を上限に、費用の一部を補助するものとする。

- （1）避妊手術 1 頭につき 5 千円
- （2）去勢手術 1 頭につき 3 千円

（補助金の交付申請及び実績報告）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬及び猫の避妊又は去勢手術の日から 9 0 日以内に榛東村犬及び猫の避妊又は去勢

手術費手術費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 当該手術を受けた犬又は猫の種別、性別及び名前が記載されている当該手術に要した費用を証する書類の原本

(2) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 村長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容について審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、榛東村犬及び猫の避妊又は去勢手術費補助金交付決定・不交付決定通知書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金は、前条の規定による交付決定後に交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 村長は、偽り又はその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。